人事行政の運営等の状況

「佐世保市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、
市職員の給与や職員数、勤務条件などについてお知らせします。

市 HP
（人事行政の運営等の状況）

1 職員の任免・職員数に関する状況

①採用・退職（令和 5 年度）
採用 87 人、退職 85 人

②採用試験（令和 5 年度実施分）

項目	受験者数	合格者数	倍率
事務職	258 人	51 人	5.1 倍
その他	50 人	15 人	3.3 倍

③職階別職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	男	女	計	構成比
部長職	26 人	2 人	28 人	1.1%
次長職	51 人	7 人	58 人	2.4%
課長職	108 人	13 人	121 人	5.0%
課長補佐職	213 人	37 人	250 人	10.2%
係長職	538 人	285 人	823 人	33.8%
一般職	797 人	286 人	1,083 人	44.4%
専門官	20 人	2 人	22 人	0.9%
暫定再任用	47 人	6 人	53 人	2.2%
合計	1,800 人	638 人	2,438 人	100.0%

2 職員の給与の状況

①人件費（令和 4 年度普通会計決算）

歳出決算額	133,196,467 千円（実質収支 4,510,357 千円）
うち人件費	19,836,195 千円（歳出決算額の 14.9%）
うち職員給与費	13,648,297 千円（職員 1 人当たり 6,481 千円）

※実質収支＝歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から翌年度へ繰り越す財源を除いた額のことで、その年度までの累積黒字（赤字）額を表すもの。

②学歴別初任給と平均給料の状況（一般行政職）

区分	初任給	経験年数		
		10 年	15 年	20 年
高校卒	166,600 円	228,200 円	284,350 円	303,033 円
大学卒	196,200 円	265,119 円	301,391 円	352,927 円

※令和 6 年 4 月 1 日現在。

③平均給与月額（一般行政職）

区分	平均年齢	平均給料	平均給与（国ベース）
佐世保市	43.3 歳	330,295 円	362,970 円
長崎県	43.4 歳	317,076 円	350,153 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円

※令和 5 年 4 月 1 日現在。
※平均給与（国ベース）＝平均給料と平均手当を加えた給与額。国の公表値に含まれていない時間外勤務手当や特殊勤務手当等を除く。

④職員手当の状況（令和 5 年度）

手当の名称	内容（額はいずれも月額）
扶養手当	・配偶者 6,500 円（一部職員は 3,500 円） ・子 10,000 円 ・配偶者・子以外の扶養親族各 6,500 円 ・16 歳～ 22 歳の子の加算額 5,000 円
住居手当	・月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に最高 28,000 円まで支給
通勤手当	・バス等の交通機関利用者には運賃に応じ、1 カ月当たり最高 55,000 円までの実費を支給 ・マイカー等の交通用具利用者には、通勤距離に応じて、2,000 円～ 31,600 円を支給
時間外勤務手当	・一人当たり平均支給月額 14,222 円（令和 5 年度実績）
期末勤勉手当	・期末手当 2.45 月分（6 月期 1.2 月分、12 月期 1.25 月分） ・勤勉手当 2.05 月分（6 月期 1 月分、12 月期 1.05 月分）
退職手当	勤続 20 年 / 勤続 35 年 / 最高支給限度 自己都合 19.6695 月分 / 39.7575 月分 / 47.709 月分 定年・勧奨 24.586875 月分 / 47.709 月分 / 47.709 月分 ※令和 5 年度退職者平均支給額 8,414 千円。

3 特別職の報酬等の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	給料・報酬	期末手当
市長	1,058,000 円	6 月 1.7 月分、12 月 1.7 月分
副市長	873,000 円	〃
議長	662,000 円	〃
副議長	602,000 円	〃
議員	563,000 円	〃

4 勤務時間・休日・休暇等の状況

項目	内容
年次有給休暇	平均年間取得日数 13.6 日（平均取得率 35.5%）
特別休暇	骨髄提供のための休暇、結婚、私傷病、妻の出産、子の看護、夏季休暇、忌引など
育児休業	令和 5 年度の新規取得者 52 人
介護休暇	令和 5 年度の取得者数 2 人

5 職員の分限処分・懲戒処分の状況（令和 5 年度）

分限処分（人）	降任	休職	免職	失職	計
	1	47	0	0	48
懲戒処分（人）	戒告	減給	停職	免職	計
	3	2	0	1	6

※分限処分＝地方公務員法に基づき、職員の勤務実績不良や病気・けがなどで職務に堪えないと判断された場合に行う処分。
※懲戒処分＝地方公務員法に基づき、服務規律の確保のために、法令違反などの行為があった職員に対し、懲罰として行う処分。

問い合わせ　職員課　☎ 24-1111

9 月 19 日 九十九島の日
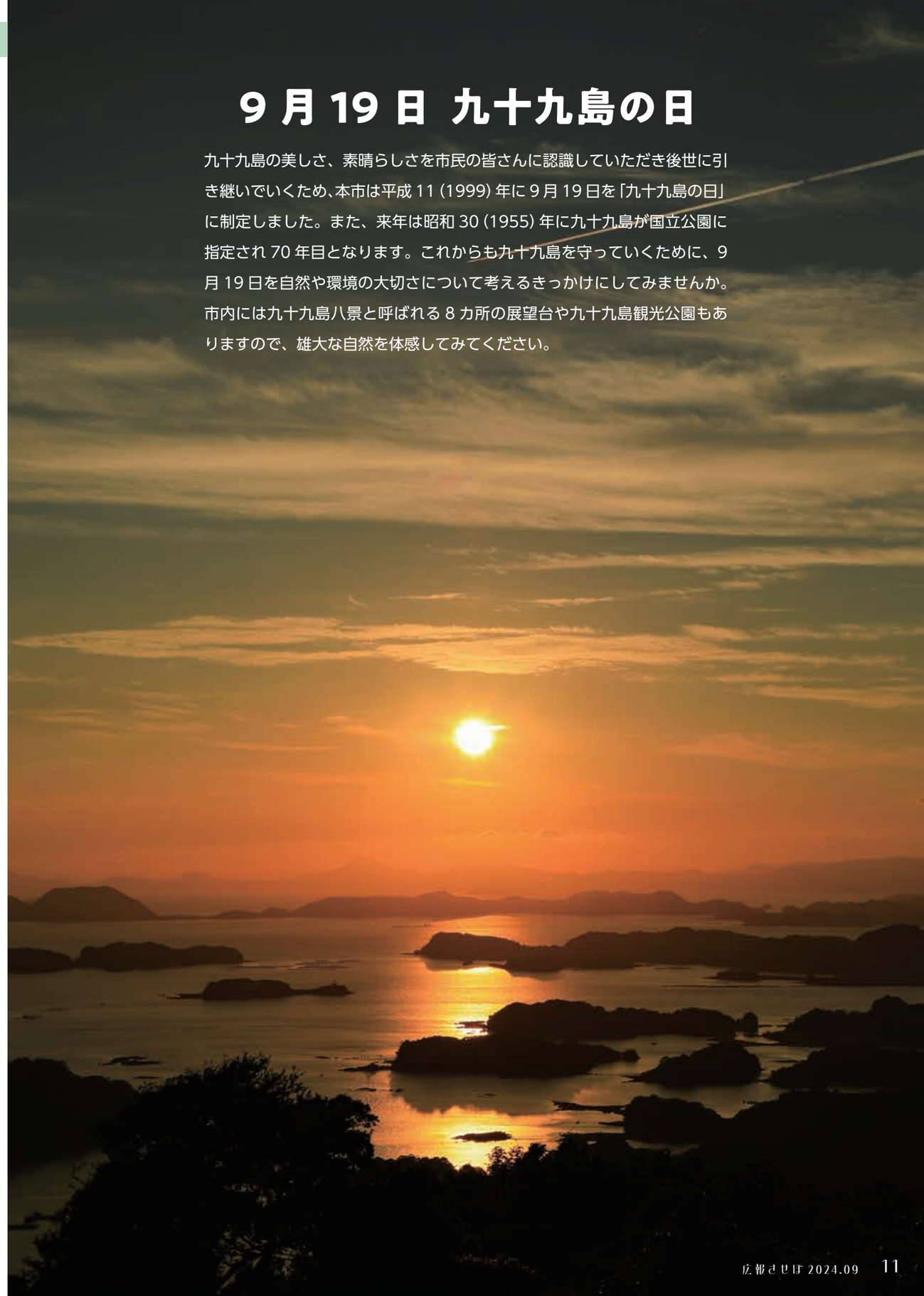
九十九島の美しさ、素晴らしさを市民の皆さんに認識していただき後世に引き継いでいくため、本市は平成 11（1999）年に 9 月 19 日を「九十九島の日」に制定しました。また、来年は昭和 30（1955）年に九十九島が国立公園に指定され 70 年目となります。これからも九十九島を守っていくために、9 月 19 日を自然や環境の大切さについて考えるきっかけにしてみませんか。市内には九十九島八景と呼ばれる 8 カ所の展望台や九十九島観光公園もありますので、雄大な自然を体感してみてください。